

令和８年度第５回農業委員会総会議事録

開会月日		令和8年8月25日（火）		開議の時刻		午前11時00分	
場 所		市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻		午後0時10分	
議 長		東松山市農業委員長 久保田 節子					
委 員 の 出 席 状 況							
農 業 委 員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要	
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席	
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	欠 席	
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	出 席	
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃	
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃	
	6	藤野 香織	〃				
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要	
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席	
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃	
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃	
		小山 貞雄	〃	野 本	今井 淳一	〃	
		中島 勇	〃		大塚 春夫	欠 席	
	小澤 謙一	〃	奥泉 隆		出 席		
	唐 子	戸井田 貞義	〃		小峰 進	〃	
		長谷部 高治	〃				
議題等		・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他					
公開・非公開の別		公開					
傍聴者数		(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由		(会議を非公開にした場合)					
		議 事 参 与 者					
農業委員会事務局		氏 名	摘 要	農業振興課	氏 名	摘 要	
事務局長		須澤 理	出 席	主 任	長谷部 聡子	出 席	
副主幹		荒能 豊	〃				
主 任		福島 誠	〃				

議 案	議 事 顚 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 10 番 松本 禮子 委員 1 番 荒川 光明 委員
	3 議 事	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について（松山地区・須長委員） 大字毛塚在住の申請人（受人）から、大字東平在住の申請人（渡人）が大字東平地内に所有する農地（畑 1 筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は耕作を手伝っている農地を取得するため、渡人は営農不可能のためである。現地調査の結果、申請地は農地として作付けされているが貸農園として使用されている様子が見られ、また、売物件の看板が立っている。年間の農業従事日数は 150 日を超えているが、唐子地区に所在する所有農地に問題があるようだ、との意見がなされた。 唐子地区荒川委員より、受人が唐子地区に所有する農地について、コンテナが設置されていることと、門扉がありレール部分にコンクリが打ってあるが、それらについては、農地として適正に管理されているとは言えない状態だ、との意見がなされた。 事務局より、申請地について、取得後は受人が耕作する旨確認している、との説明がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、申請地の売物件の看板と、受人所有農地にあるコンテナと門扉のレールに打ってあるコンクリートについては農地して適正な管理にあるとは見なされないとし、これらについては是正がされるまで内容審議を保留とする、とした。 2 番の申請について（大岡地区・高橋委員） 大字市ノ川在住の申請人（受人）から、大字岡在住の申請人（渡人）が大字大谷地内に所有する農地（畑 1 筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は賃借中の農地に近接しており、農作業の効率化及び規模拡大を図るため、渡人は高齢手不足で農業縮小のためである。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態で、年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相

議案第 2 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件	当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3 番の申請について（唐子地区・荒川委員） 大字石橋在住の申請人（受人）から、大字石橋在住の申請人（渡人）が大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）の所有権を移転したい旨の申請がなされた。理由として、受人は自宅隣接農地で野菜を作るため、渡人は管理ができず、また、受人より買い受けた旨の申出があったためである。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は現在所有農地・借受農地はないが、取得後適正に耕作する予定であることや、年間の従事日数が 150 日を超えることを申請書類等から確認していて、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について 1 番の申請について（唐子地区・荒川委員） 大字石橋に所在する申請人（受人）としての法人から、大字石橋在住の申請人（渡人）が大字石橋地内に所有する農地（田 1 筆）を、資材置場及び車両置場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、資材置場及び車両駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 2 番の申請について（唐子地区・荒川委員） 大字神戸に所在する申請人（受人）としての法人から、大字神戸在住の申請人（渡人）が大字神戸地内に所有する農地（畑 1 筆）を、資材置場兼駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、資材置場兼駐車場の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 久保田会長より、転用面積が大きいと、法人の業務内容
--	---

	についての質問がなされた。 事務局より、受人は「建設業許可を要しない軽微な工事」の範囲の外構等の工事や産業廃棄物収集運搬業を営んでおり、申請内容としては現在3ヶ所ある駐車場や資材置場を1か所にまとめるものである旨の説明がなされた。 松本職務代理より、受人の現在使用中の資材置場に、産廃のような物が置いてある。また、近隣住民とのトラブルも出始めているようだ。そのため、申請地が産業廃棄物置場になってしまうことと、近隣住民とのトラブルの発生が心配だ、との意見が出た。 山下委員より、近隣トラブルがないように、との条件を伏すのはいかがか、との意見が出た。 高橋委員より、現在使用しているという3か所の資材置場や駐車場は、許可後どうなるのか。申請地には産廃は置かないがそちらに置く、となればトラブルの原因となるのでは、との意見が出た。 事務より、3ヶ所のうち1か所は法人の代表者の自宅で、1か所は法人所有の従業員の休憩所がある土地。もう1か所は第3者に借りている土地で、そこは許可後に返却する予定である、との説明がなされた。 小澤委員より、受人の現在使用している資材置場について、一般的な産廃ではなく、自社が施工した工事により発生したと思われる建築廃材等が置いてあるようだ。また、申請地の隣接地の住民が地区の区長だが、トラブルが発生しないよう注視してほしい旨伝えてある、との説明がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 3番の申請について（高坂地区・鹿田委員） 大字早俣在住の申請人（受人）から、大字早俣在住の申請人（渡人）が大字早俣地内に所有する農地（田1筆）を、農業用倉庫敷地拡張を目的として追認により転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農業用倉庫敷地として使用されている。また、申請地は10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、農業用倉庫敷地拡張の追認の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。 4番の申請について（高坂地区・鹿田委員） 大字上唐子在住の申請人（受人）から、大字石橋在住の申請人（渡人）が大字西本宿地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理さ
--	--

	れている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 5 番の申請について（高坂地区・鹿田委員） 大字正代在住の申請人（受人）から、日高市在住の申請人（渡人）が大字西本宿地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 6 番の申請について（野本地区・関根委員） 東京都港区に所在する申請人としての法人（受人）から、比企郡滑川町在住の申請人（渡人）が大字上野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、看板の設置のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であり第 2 種農地と判断され、看板の設置の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 7 番の申請について（野本地区・杉浦委員） 幸町在住の申請人（受人）から、大字柏崎在住の申請人（渡人）が大字柏崎地内に所有する農地（畑 2 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であり第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 8 番の申請について（野本地区・関根委員） 若松町 2 丁目在住の申請人（受人）から、大字上野本在住の申請人（渡人）が若松町 2 丁目地内に所有する農地（畑 1
--	---

	筆)を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であり第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 なお、関根委員は当事者のため議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。 9番の申請について(野本地区・関根委員) 若松町2丁目在住の申請人(受人)から、若松町2丁目在住の申請人(渡人)が若松町2丁目地内に所有する農地(畑1筆)を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であり第2種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 10番の申請について(野本地区・杉浦委員) 大字下野本在住の申請人(受人)から、大字下野本在住の申請人(渡人)が大字下野本地内に所有する農地(畑1筆)を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が10ha未満であり第2種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。 11番の申請について(野本地区・杉浦委員) 大字上野本に所在する申請人(受人)としての法人から、東京都練馬区在住の申請人(渡人)が大字下野本地内に所有する農地(畑1筆)を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、申請地は10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、駐車場の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、これを承認した。
--	--

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件 報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件 その他	議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の件について 議長は市農業振興課に説明を求めた。 市農業振興課から、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。 議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。 事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、2 件を確認する。 報告第 2 号 農地法第 4 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、1 件を確認する。 報告第 3 号 農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、2 件を確認する。 農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 8 年 9 月 25 日 (金) 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 3 階 303 会議室 午後 0 時 10 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 8 年度第 5 回総会を閉じた。 以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和 8 年 9 月 25 日 議長 久保田 節子 委員 松本 禮子 委員 荒川 光明
---	---